

# 基本計画(案)についての第1部会意見要旨及び修正案

資料25

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)		
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨	
1	P2	1章	1節	1		③人権教育の推進	3行目に、「また、研修などにより、町職員のさらなる人権意識の向上を図ります。」と記載されていますが、第三次計画ではそのような町職員の人権意識の向上という記載はなく、新たに記載するということは、職員の間でまだ差別意識があるのかということを考えてしまいますが、その点はいかがでしょうか。	—	原文のままとします。(社会の変化に伴い、人権問題も多様化し、時代に合った正しい知識を職員一人ひとりが把握しておく必要があるため。)	—
2	P2	1章	1節	1		基本的課題	基本的課題で、第三次計画にあった「また、今後の同和行政のあり方や課題について、十分な検討を行い～」という5行程度の文章がなくなっています。意図的に削除したのかどうか、お聞きしたいと思います。	P2	同和問題対策等に関する文言を追加	【基本的課題(第3・4段落)】→ このため、人権意識の高揚を図るとともに、人権侵害の防止や個人情報保護の推進など、人権擁護のための施策を積極的に推進することが必要です。 <u>また、同和問題をはじめとするすべての人々の基本的人権が尊重されるよう、差別のない地域社会をめざした取り組みが必要です。</u>
3	P2	1章	1節	1		基本方針	基本方針の冒頭に「21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題をはじめ～」という表現があります。先ほどの文章が削除され、ここに同和問題という表現が唐突に現れている印象を持ちました。唐突であるということと、「21世紀を」という言葉と、どこことなくミスマッチというイメージを受けましたので、この部分に別の表現を加えるか、「同和問題をはじめ」という表現をなくして、「さまざまな人権課題の解決」とシンプルにするか、何らかの工夫が必要だと感じました。	P2	同和問題以外の課題に関する文言を追加	【基本方針】 21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題をはじめ、 <u>女性、障害者、高齢者、子どもの虐待など、さまざまな人権課題の解決に向け、人権啓発や教育、相談や交流などの施策を推進します。</u>
4	P2	1章	1節	1		④相談体制の充実 ⑦就労の支援	施策内容⑦「就労の支援」について、この文章表現だけでは少ししんどのではないかと思えます。この表現をそのまま解釈すると、事業者に対する表現しか汲み取れません。つまり、住民に対する就労支援をしようという表現がないのではないかと感じます。就労支援については人権文化センターで取り組んでいますので、そのような表現も含まれるべきではないかと思えます。	P2	地域就労支援事業に関する文言を追加(P21にも記載)	【施策内容】⑦就労の支援→ 事業者などを対象に人権啓発や教育を行い、人権を尊重した「公正な採用」を中心とした、雇用のあり方についての理解と協力を促進します。 <u>また、就労困難者に対する相談業務を推進します。</u>
5	P2	1章	1節	1		基本的課題	「基本的課題」2行目に「人種」という表現があります。民族は分かれますが、人種ということは今ひとつ分かりにくいというか、違和感があります。第三次総合計画でもこの表現は使われていますが、これは「国籍」ということなのでしょう。国籍なのか民族なのか、「人種」という言葉は非常に難しいと感じますので、あえて表現をなくして「国籍」という言葉に代えるなどが必要と思えますが、いかがでしょうか。	—	原文のままとします。(憲法第14条の表現を反映して記載)	—
6	P4	1章	2節		(1)	③地域活動の促進	中分類(1)の施策内容③「地域活動の促進」の中で、「地域における住民主体の活動を促進します。」とありますが、具体的にはどのような形で行うのでしょうか。(女性交流室の運営などは)団体への支援ではないでしょうか。地域における住民主体の活動とはどのようなことでしょうか。	P4	支援に関して具体的な文言に修正	【施策内容】(1)③地域活動の促進 <u>女性問題に関する情報提供や、女性交流室の運営などにより、男女共同参画や女性問題などに取り組む住民や団体による活動を支援し、地域における住民主体の活動を促進します。</u>

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)	
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨
7	P4	1章	2節		(2)	③暴力への対策の推進 これは時期が少し早いかも知れませんが、中分類(2)の施策内容③「暴力への対策の推進」の中で、「女性の人権を侵害する問題や」、「女性に対する身体的・精神的暴力」という表現があります。この「女性」の表現を「異性」に変えることが、そろそろ必要ではないかと思っています。みなさんはどのようにお考えでしょうか。	—		
8	P4	1章	2節		(2)	③暴力への対策の推進 ③「暴力への対策の推進」について、「女性」を「異性」にとのことでしたが、確かに女性に対するさまざまな暴力は多いと思います。ですが、男女共同参画なので、女性からも男性に対する精神的暴力などもありますので、「異性」でも良いのではないかと思います。	—	原文のままとします。(一般的にはほとんどのDV被害者が女性であるため)	
9	P4	1章	2節		(2)	③暴力への対策の推進 「異性」という表現についての意見がありました。私は抵抗を感じます。というのは、「異性」は異なる性ですが、両性をお持ちの方も現実にはいます。そういった形で分けてしまうのはかえっておかしいものになります。ここで問題にしているのは、男性から女性に対する差別や人権侵害であり、そのことを強調するためにこのような表現がされているのであり、男女共同参画条例の審議の中では異議は出ませんでした。ただし、両方を網羅した形で進めていくべきという意見は多く出てきました。もしここで、気にかかる委員が多ければ、「女性の人権」ではなく、「男女に関わらず人権を侵害する問題」とすればよいのではないかと思います。	—		
10	P4	1章	2節		(2)	③暴力への対策の推進 (1)末尾に「関係機関と連携して救済する体制の整備を進めます。」とあります。第三次総合計画でも同じように記載されています。これは体制整備が進んでいないということでしょうか。 (2)そうすると、一定の整備はできていると理解してよいですね。そうであれば、表現方法として、「さらに」や「より一層」などの表現を使った方がよいと思います。	P4	体制整備に関する文言を追加	【施策内容】(2)③暴力への対策の推進⇒ 女性の人権を侵害する問題や、DV(ドメスティック・バイオレンス)など、女性に対する身体的・精神的暴力を根絶するため、関係機関と連携して救済する体制の整備をさらに進めます。
11	P36	5章	1節		(1)	②食育の推進 第1段落の冒頭に、「子どもたちが正しい食習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性を育むことができるよう」とあります。この中の「人間性」という表現は、もしこのような表現が必要であれば、「心身」に言い替えた方がよいと思います。食生活は「身体」をつくるのが主であり、それを通して人間性を養うのであれば「心」になります。「人間性」だけになると、食生活の問題なのか、食べ方の問題なのかと誤ってしまいます。	P36	冒頭の「子どもたちが正しい食習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性を育むことができるよう、」を変更。	【施策内容】(1)②食育の推進(第1段落)⇒ 食を通じて、子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間性を育むことができるよう、保健・保育・教育の各部門が連携し、食育を推進するための総合的な体制づくりを進めます。
12	P36	5章	1節		(1)	②食育の推進 第1段落の3行目から「保育所・幼稚園・学校などと連携し、食育を推進するための体制づくりを進めます。」とありますが、食育を進めていく上での体制とはどのような体制でしょうか。 【担当課の説明を受けて】説明をいただくとよく分かるのですが、読んだだけでは分かりにくいので、もう少し説明がほしいと思います。	P36	各部門の連携に関する表現を、より分かりやすく変更。	
13	P36	5章	1節		(2)	②健康教育・健康相談の充実 2行目から「保健師が地域の集会所などに向き～」とありますが、これは既に実施しているのでしょうか。これからののでしょうか。いきいきサロンからの要請を受けて出向しているものですね。それをこのように大きく書かれることに違和感を覚えます。いかにも自分たちが主体にやっているのと受けとめられます。あくまで地域サロンからの要請を受けてやっているもので、この文章では積極的に出向いていくと感じます。それは全く違う表現ではないかと思っています。	P36	保健師の内容について文言を削除	【施策内容】(2)②健康教育・健康相談の充実⇒ 健康に対する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、身近な地域で気軽に健康相談が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)	
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨
14	P37	5章	1節		(3)	①地域の医療体制の整備	第2段落で、高槻島本夜間休日応急診療所などについての記載があります。第三次総合計画でも同様の表現がありますが、これを読むと島本町だけで充実を図れるように感じます。主導権は高槻市が持っていますので、「高槻と連携する」などの表現を入れておいた方がよいと思います。	P37 体制の連携について文言を追加	【施策内容】(3)①地域の医療体制の整備(第2段落) ⇒ また、 <u>近隣自治体との連携を図りながら</u> 、高槻島本夜間休日応急診療所や三島救命救急センターなどの <u>運営支援により</u> 、救急医療体制の整備を推進します。
15	P39	5章	3節			②相談・情報提供体制の強化	施策内容②の第1段落末尾に「緊急時に相談できる体制の整備」という文章がありますが、具体的にどのようなことを指しているのかお聞きします。	— 周知方法を実施計画で検討	—
16	P39	5章	3節			②相談・情報提供体制の強化	かなり具体的に、実施計画の範囲になると思うのですが、例えば冷蔵庫に筒状のものを入れ、その中に、ひとり暮らし高齢者や障害者の方の既往症、かかりつけ医、親族の連絡先などの情報を入れておくと、迅速な対応ができるというシステムを取り入れている自治体があると聞いています。そういったことも、今後、具体的な課題の一つとして取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。	— 実施計画で検討	—
17	P39	5章	3節			②相談・情報提供体制の強化	町地域福祉計画には、本当の緊急時についてしか対応が書かれていません。私が心配なのは、日常のことをどうするのかということです。緊急通報システムや、災害時の対応は記載されていても、それ以外の場合はどうするのかということをお聞きしたいと思います。先ほど別の委員の言われたように、民生委員も寝ずの番をしている訳ではありませんので、何かそのようなことで考えていただけないかと思います。	— 実施計画で検討	—
18	P39	5章	3節			③地域福祉のネットワークづくり	施策内容③の第2段落3行目に「地域福祉を担う人材や団体の育成に努めます。」とあり、その通りだと思いますが、実際には非常に難しい問題を多く含んでいて、私自身も地域活動をする中で困っているのは、男性が入ってきてくれず、いつか団塊の世代が入ってくるのではないかと期待していましたが、やっぱりだめでした。具体的にどのような方法を考えているのか教えてください。	— 実施計画で検討	—
19	P39	5章	3節			③地域福祉のネットワークづくり	たくさん団体はありますが、どこが統括しているのか不思議に思っています。都合のよいところだけ都合の良いように動いているのではないかと、どこか一つが核になった方がよいと思います。地域によれば、民生児童委員協議会も社会福祉協議会の一部門になっているところもあります。何か一つ前進して考えた方がよいのではないかと思います。	— 実施計画で検討	—
20	P39	5章	3節			③地域福祉のネットワークづくり	緊急時のネットワークと言いますが、規模によっては違うと思いますが、災害時にこのネットワークははずたくなるのではないかと考えています。その時に、人的対応がどのように迅速に行えるかという、近所のネットワークが大事だと思います。今後の災害時における日常の対策として、自治会の連携をこの中に取り入れなければならないと思います。どこにどんな家庭構成があり、どんな人がいて、どんな状態なのかということを、民生委員児童委員は日頃からネットワークを張られていますが、その中には入っていない部分があります。きちんとした筋道を通したネットワークづくりを構築していかなければならないのではないかと考えています。	— 原文のままとします。(コミュニティの中には自治会その他を含むため)	—

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)	
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨
21	P41	5章	4節	2		①保育所の整備・機能強化	施策内容①の3行目で「民間活力の導入などにより、」と断定的に述べていることには違和感があります。その後、「特色ある保育の実施などサービスの向上に努めます。」とあり、やはり民営化ありきという印象を受けます。さらに、第三次計画では、耐震や、施設の継続的な改修について表現があったのですが、今回は抜けています。違う見方をすれば、それまでなくて、民間活力の導入を先にやるのかという印象さえ持ちますので、ここところは配慮が必要だと感じていますが、いかがでしょうか。	P41 施設の耐震化について文言を追加	【施策内容】①保育所の整備・機能強化⇒町立保育所の計画的な改修と耐震化に努めるとともに、保育ニーズの増大や多様化への対応を図るため、民間活力の導入などにより、地域の子育て拠点としての機能強化や、特色ある保育の実施などサービスの向上に努めます。
22	P41	5章	4節	2		基本的課題 基本方針 ③学童保育の充実	最近、各自治体で対象学年が拡大されており、長いところでは小学校6年生まで対象となっているところもあります。そうならば、「子育て支援」より、「教育」の分野に記載すべきかと思いますが、いかがでしょうか。	— 原文のままとします。(学校とは異なった一つの事業であるという観点から)	—
23	P42	5章	4節	3		基本的課題	「子育てや心身の健康についての悩みとともに、経済的な不安も大きいひとり親家庭に対し、」とするとよいのではないのでしょうか。ご検討いただければと思います。	P42 ひとり親家庭に関する文言を修正	【基本的課題】⇒子育てや心身の健康についての悩みとともに、経済的な不安のあるひとり親家庭に対し、子育て・生活・就労の支援を展開するための相談・支援体制や情報提供体制の構築が求められています。
24	P42	5章	4節	3		②相談支援体制の強化	母子自立支援員の存在を私自身も知らなかったもので、そのような場合には心強いとは思いますが。施策内容②の1行目に「離婚前相談も含め、」と記載してありますが、もし自分が離婚し、ひとり親になると言う場合、子どものことを考えると事前に相談したいと思うので、わざわざ記載する必要はないと思います。このように書くことで、離婚を支援するか、離婚を勧めるといった印象を与えることはないでしょうか。そのように書かなくても、対象となる方は相談されると思います。	— 原文のままとします。(支援対象は、ひとり親家庭の他に、その前段階の方も含むため)	—
25	P42	5章	4節	3		③生活支援・自立支援制度の拡充	ひとり親家庭への支援の関係で、「就労支援の充実」ということが抜けているのではないかと思います。第二期母子家庭等自立促進計画案にも記載してあります。③には生活支援、自立支援という表現がありますが、「就労支援」という言葉も入れていただきたいと思います。	P42 2行目「職業訓練への支援など、」の文言を変更	【施策内容】③生活支援・自立支援制度の拡充⇒福祉資金の貸付け、日常生活支援員の派遣、就労支援など、各家庭の状況に応じた支援策の充実を図り、生活の安定と自立の促進に努めます。
26	P43	5章	5節	1		基本方針	基本方針の文章の中で、「島本町保健福祉計画」という名称がありますが、正確にはこのような名称の計画はないのではないのでしょうか。島本町保健福祉計画ではなく、第四期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画しかないのではないのでしょうか。もし、このまま行かれるのであれば、欄外にでもコメント欄を作って表記していただければと思います。	— 用語集で計画の内容を解説	—
27	P43	5章	5節	1		②相談・情報提供体制の充実	広報紙やホームページを活用した情報提供となっているのですが、第5節の高齢者支援ということに関してはホームページを利用されない方の人数も多いのではないかとかわれ、広報紙はもちろんご覧になるとは思いますが、一般町民の方に広く情報提供をするのに、広報紙とホームページの活用の他にもPRの方法があると思います。	P43 広報媒体に関する文言を修正	【施策内容】②相談・情報提供体制の充実(第1段落)⇒地域包括支援センターを中心として、高齢者・家族などに対する総合的な相談支援の充実を図るとともに、広報紙やホームページをはじめとする各媒体を幅広く活用して、サービス利用や健康づくりなどについての情報提供を行います。

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)		
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨	
28	P43	5章	5節	1		②相談・情報提供体制の充実	地域包括支援センターができて今までのサービスとどう変わったのかよく分かりません。役場の相談窓口が地域包括支援センターに行きなさいと変わったのか、それが皆さんに伝わっていないので、認知度が低いのではないのでしょうか。広報紙などでやっているということですが、一番肝心なことが抜けていると思います。	—	実施計画で検討	—
29	P43	5章	5節	1			今ある施策内容の3つの項目以外に、介護をされている介護従事者のサポートという視点を入れていただきたいと思っています。既にされているとは思いますが、子育てへの父親の参加を促すことと同じように、介護の現場で男性女性関わらずですが、特に男性の方への支援という視点を入れてほしいと考えています。例えば家事の自立、男性が女性を介護される場合に横のつながりをつくるなどになります。	—	原文のままとします。(3(1)①で高齢者家族への総合的な支援の充実について記載)	—
30	P44	5章	5節	2		③介護保険サービスの充実	今後、高齢化が進み、2人の老人世帯や1人の老人世帯という時に、どうしても経済的に有料老人ホームに入れないという状況の中で、待機者がどんどん増えてくるのではと思います。第四期の島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画では、島本町だけでは整備が困難で三島高齢者保健福祉圏内での調整が必要と書いてあります。このあたりのことを少しは載せておいてはどうかと思います。	P44	広域的な調整に関する文言を修正	【施策内容】③介護保険サービスの充実(第2段落)⇒また、 <u>施設サービスについては、広域的な利用実態を踏まえる必要があることから</u> 、三島圏域や大阪府全体の施設整備計画との調整を図りながら、整備の充実に努めます。
31	P45	5章	5節	3			予防という中に、例えば男性がお元な内に生活自立の支援、よく言われる男の料理教室のようなことの啓蒙を行う必要があるのではないのでしょうか。介護に携わる従事者の横のつながりで支えていくという集いの広場のようなものをつくっていく必要があるのではないのでしょうか。	—	実施計画で検討	—
32	P47	5章	6節	2		②町立やまぶき園の機能強化と拡充	町立やまぶき園について、基本方針や施策内容でもサービスの機能の強化と充実に図りますとありますが、どのように強化、充実を図るのか。また、第四次では「施設の改修や建て替えなどの検討を進めます。」とありますが、第三次でも「施設の耐用年数や利用者の重度化にともない、施設の全面改修を含め、施設整備について検討を進めます。」とあります。四次では建て替えを言及されていますが、第三次の実施状況では何も触れられていませんが、検討はされていて引き続き検討されるのか、財政的な問題もあるとは思いますが、同じような文言を記載されているのでしょうか。	—	実施計画で検討	—
33	P49	6章	1節	1			施策内容の2番か3番に関係するかと思いますが、ボランティア情報センターの設立に必要性を感じていますが、ここには記載されていませんが、その点をお尋ねしたいと思います。	—	原文のままとします。(ボランティア情報センターに関する内容はP24③に記載。)	—
34	P50	6章	1節	2		①生涯学習環境の充実	学校施設の活用について、エアコン施設もなく使いつらいということで、私どものいきいきサロンなどで使用しましたが、寒さもありそれ以降使っていません。いろんな形で地域との関わりが強くなっていく中で、学校施設の開放は喜ばしいことですが、それなりの対応をしていただかなければならないと思います。	—	実施計画で検討	—

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)		
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨	
35	P51	6章	2節	1		①の幼稚園教育の充実	私立と町立の充足率の差については、私立はバスでの送り迎えがあり、町もありますが大変なところだけで近いところはあります。また、2年保育と3年保育の差ということを言われています。このあたりで充足率を増やすため、私立と同じようにはできないのでしょうか。	—	実施計画で検討	—
36	P51	6章	2節	1		①の幼稚園教育の充実	6割程度で推移していることにはニーズへの対応の問題があると思います。そこにはバスの問題、制服の問題、2年か3年かという問題など、何一つ手を付けられていないというか、どうしようという考えが聞こえてきます。ただ現状を維持しているような感じに聞こえますがいかがでしょうか。	—	実施計画で検討	—
37	P51	6章	2節	1		②の幼稚園施設の充実	私立の場合は限られたハードの中でソフトを変化させています。ここの努力や試みが保護者に評価されていると思います。町立幼稚園に欠けているのはここではないかと考えています。	—	実施計画で検討	—
38	P51	6章	2節	1		③の子育て支援の充実	施策内容の中に明記されていない幼保一元化についての問題点があるのではないかと推測します。現在の町立の幼稚園の充足率が満たない大きな原因は、親の就労状況と幼稚園の指導時間帯との合致がみられず、親のニーズと幼稚園指導要領に示された時間帯での指定がネックとしてあります。そのあたり今後5年間、10年間のスパンで島本町独自のやり方を模索していかねばならないのではないかと感じています。【担当課の説明を受けて】総合計画の案ですので今後を見据えた場合に、幼保一元化という表記でも方向性を入れるべきではないかと思っています。	P51	【基本方針】 幼保一元化に関する文言を追加 【施策内容】③就労支援型幼稚園に関する文言を修正	【基本方針(第1段落)】⇒ 子育てのニーズを踏まえた、特色ある教育づくりを進めるため、施設の整備・充実を図るとともに、 <u>幼保一元化に向けた取組みを進めます。また、</u> 幼児期における心の教育の充実を図るため、推進体制の強化に努めます。 【施策内容】③子育て支援の充実(第2文)⇒ また、 <u>多様な子育てのニーズに合わせ、幼保一元化の実現に向けた取組みを進めます。</u>
39	P52	6章	2節	2	(1)	①学校施設の充実	本町の幼稚園、小学校、中学校は、全て建設されてからほとんどの施設が10年以上を経過しています。そのため今後、維持管理に関する費用の検討を重ねていくことをお願いします。ここに「学校施設の老朽化などに対応し」と明記されていますが、そこに維持管理に關してと言う表現をどこかに入れていただけたらと思います。	P52	維持管理に関する文言を追加	【施策内容】(1)①学校施設の充実(第1段落)⇒ <u>学校施設の老朽化などに対応し、施設の適切な維持管理・充実を図るとともに、耐震化を計画的に推進します。</u>
40	P52	6章	2節	2	(1)	③安全な学校づくり	通学路、校区内の危険箇所の把握と改善という言葉が書いてありますが、二小校区の調子橋付近の状況は、平成8年に危険箇所の一覧表、評価表を町へ提出しましたが、それから一つも変わっていません。これは行政の怠慢だと思います。あのような歩道がない、歩道があっても人が一人やと通れるところはどこを探してもありません。あそこをどうするつもりなのか一度聞きたいのです。	—	実施計画で検討	—
41	P52	6章	2節	2	(2)	②教職員の資質の向上	若い教職員の方の教育という話がありましたが、その中に地域のことをより知っていただくということで、地域の中の神社仏閣や文化、歴史を新しい方には学んでいただきたいと考えています。実際過去に新しい先生がボランティアの案内でまちを歩かれたことがあるようです。そのようなことも盛り込んでいただきたいと思っています。	—	原文のままとします。(新任教職員研修の中で町の歴史に関する研修を実施中。)	—

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)	
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨
42	P52	6章	2節	2	(2)	④人権教育の充実	島本町の人権相談件数はこれまでの人権に関するPRや行事を通じてかなり浸透し理解されていることから他市町村に比べて非常に少なくなっています。54ページに関わりますが、地域家庭との連携の中で、教育委員会側、町行政側がこのような対応をすることはここに書かれていますが、そうでなく、親に対する教育に関する視点をここに取り入れていただきたいと思います。現実に親教育が不足していることが大きな問題だと思っていますので、お考えいただきたいと思います。	P54 家庭教育に関する内容のためP54 ②に記載⇒ 親教育に関する文言を追加	【施策内容】②家庭教育の充実⇒ 家庭における保護者などの教育力の向上のため、子育てに関する教室や講座等を開催するとともに、相談体制の充実を図ります。 また、児童・生徒の「自学・自習力」を高めるための放課後学習支援などの取組みを推進します。
43	P53	6章	2節	2	(2)	⑥支援教育の充実	この中にノーマライゼーションとサラツと書いてあり、よく分かるのですが、一般の人が聞いて分かるようにとするのであれば、片仮名の言葉はほとんどの方が分かるとは限りませんので、もう少し分かりやすい書き方になればと思いました。	— 用語集で解説	—
44	P54	6章	2節	3		②家庭教育の充実	家庭教育学級ですが、かつてはこう呼んでいたものを、言われたようないきいきふれあい事業の補助金を使って、「いきふれ」と言っているものと理解して良いのでしょうか。家庭教育学級はもうPTAの現場では使われなくなっていると思いますが、この点はいかがでしょうか。	P54 家庭教育学級に関する文言を修正	【施策内容】②家庭教育の充実⇒ 家庭における保護者などの教育力の向上のため、子育てに関する教室や講座等を開催するとともに、相談体制の充実を図ります。 また、児童・生徒の「自学・自習力」を高めるための放課後学習支援などの取組みを推進します。
45	P57	6章	4節	1			島本町の中にはいろんな組織があります。私は各種団体がバラバラに見えて仕方がありません。そういったことが総合的に、例えば町リードの中でのトップ形成といいますが、そういうことが目に見えてきません。島本町体育連盟を立ち上げた時には、島本町の中でやられているスポーツの各種団体の方々に集まっていたいて、連盟をつくらうとかたちで発足したのが最初だったと思います。今はどうもバラバラなのではないかという気がして仕方がないのですが、そのあたりを教えていただけますか。町体育連盟の現状が私はこの頃分らないのです。	P56 団体の連携に関する内容を追加	【施策内容】③スポーツ団体の育成と指導者の養成⇒ 各種スポーツ団体の育成や活動支援、連携強化に努めるとともに、指導者の養成や確保を支援します。
46	P57	6章	4節	2		②町立プールの運営	島本町営プールを含む件ですが、老朽化が進む中でも活用されており、最初から作り直すという計画も当然お持ちだと思います。そのまま放っておくわけにはいきませんし、スポーツ振興をこのようなかたちで打ち出すのであれば、島本町の財政の中で一時に支出し、一時に実現するのは難しいと思いますので、スポーツ振興基金のような基金制度を設定していただいて、例えば5年後なら5年後という時間的なタイムリミットを設けて改良に努めていただきたいと思います。	P57 町営プールの今後の方針に関する文言を修正	【施策内容】②町立プールの運営⇒ 町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めるとともに、学校施設の活用など、幅広い運営方法について検討を進めます。
47	P57	6章	4節	2		③スポーツ活動の場の確保	③の中に水無瀬川緑地公園が組み込まれていますが、水無瀬川緑地公園は規模も大きく、建設、維持管理に多大な費用がかかっていますので、これを⑤として独立させて更なる活用を図っていただきたいと考えますが、表記上の問題ですけれどもいかがでしょうか。	— 原文のままとします。(スポーツ活動の場の確保ということから。別途P32に記載)	—
48	P57	6章	4節	2		④町立キャンプ場の運営	大沢のキャンプ場についても近代的とまでは言わなくても少し時代のニーズに合ったようなかたちで作り直しをしていただきませんか、スポーツ振興は島本町の中で一番劣っていると思って仕方ありません。総合計画の中で抜本的に時限立法のようにお考えいただきたいと思います。財政がひっ迫していることは非常によく分かりますが、補助金も出ることで、その辺りも頭の中に入れていただいて基金制度を設け、実施に持って行っていただけるようお願いしたいと思います。	P57 利用促進に関する文言を修正	【施策内容】④町立キャンプ場の運営⇒ 自然の中で集団生活やレクリエーション活動を体験する施設として、設備を充実するとともに、幅広い世代による利用促進に努めます。

No.	対象となる基本計画(案)の項目					会議での質疑応答の内容	修正方針(案)	基本計画本文の修正(案) (アンダーライン部は変更箇所)	
	頁	章	節	大	中	施策内容など			当該会議での委員の意見要旨
49	P58	6章	5節			基本的課題	「次の世代に伝えていくことが重要です。」とありますが、これを何とか「責務」という強い表現に変えていただきたいと思ひます。広瀬に水無瀬離宮に関連すると思われる重要な遺跡が発見されています。他にも町の遺跡は大変重要で文化的にも価値が高いものがあります。したがってこのようなことを次世代に伝えていくことは、重要どころか国民の責務と考えていますので、よろしくお願ひします。	P58 歴史文化遺産の保全に関する文言を修正(第3次計画の表現と同じ)	【基本的課題(第1段落)】⇒ 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、これらを大切に保存・活し、 <u>次の世代に伝えていくことは、現代に生きる我々の責務です。</u>
50	P58	6章	5節				なぜ観光課として銘打てないのかという理由が分かりません。私は島本町のJR駅と阪急の水無瀬の間にある歴史文化資料館を島本町の観光の拠点にならなければならないということを常々思っています。その中に島本町の観光課を小さな部屋でも良いので設けるべきで、少人数でよいので、町内のシルバーの協力を得てネットワークづくりをしてほしい。また、サントリーを中心とする企業と提携することで、団体を案内するというネットワークができます。私は最低2名でやれると思ひます。島本町を全国的にPRするネットワークづくりができますし、インターネット世代の中でインターネットを通して島本町を宣伝することができますし、販売することもできます。観光課という小さなものでも良いので、それを中心にした一つのまちづくりができます。島本のまちおこしとして総合的に考えていただきたいと思ひます。	— 実施計画で検討	—